

# 日本設計工学会

- (1) 原稿投稿規程
- (2) 著作権規程
- (3) 投稿原稿執筆要項
- (4) 投稿原稿の評価項目・評価内容
- (5) 原稿表紙等の入手方法、投稿料・掲載料・別刷料とその支払方法に関する規程

公益社団法人 日本設計工学会 出版部会

2001年1月1日発行

2005年2月7日修正，承認

2006年7月1日修正，承認

2007年1月1日修正，承認

2007年8月20日修正，承認

2010年10月4日修正，承認

2011年11月14日修正，承認

2013年12月14日修正，承認

2015年 9月 1日修正，承認

2016年 3月 7日修正，承認

〒169-0073 新宿区百人町2-22-17 セラミックビル内

TEL : 03-5348-6301 FAX : 03-5348-6280

<http://www.jsde.or.jp/>

# 公益社団法人 日本設計工学会 学会誌投稿規程

## 1. 規程の適用範囲

### [規程の適用範囲]

1.1 公益社団法人日本設計工学会（以下「本会」という）の学会誌（電子ジャーナルJ-STAGE）への投稿は本規程による。

## 2. 投稿の条件

### [投稿者の資格]

2.1 投稿者は、本会会員であることを問わない。

### [原著]

2.2 投稿原稿は、著者の原著であり、その主要内容が一般に公表されている刊行物（ただし、記事中に講演発表済みである旨を記載するとともに、参考文献（英語記事の場合は **Reference**）として表示しなければならない。別紙の割付見本を参照のこと）に未投稿のものに限る。ただし、既発表であってもその内容が速報的抄録的であれば、改めて投稿することができる。使用言語は、日本語または英語とする。ここでいう刊行物には、本会が主催もしくは共催する研究発表講演会の講演論文集あるいは **Proceedings** は含まれない。投稿原稿に関連する内容が講演発表済みの場合、原稿中に講演発表済みである旨を記載するとともに、別紙の割付見本にしたがって参考文献（英語記事の場合は **Reference**）として表示しなければならない。

また過去において、本会会誌に日本語による論文・ノートとして掲載されたものを英訳した内容を投稿することもできる。ただし、この場合の英訳された翻訳原稿は、当該日本語記事掲載後より受付を始める。逆に、英文論文・ノートとして掲載されたものを和訳した内容を投稿することができる。ただし、これらの場合、上述と同様に原稿中に記事として掲載済みである旨を記載するとともに、参考文献・**Reference**として表示しなければならない。また、その既発表記事の写しを同時に提出しなければならない。

なお、英語で記述された原稿は校閲作業期間に時間的制約のない一般投稿の制度で受け付ける。日本語原稿については、一般投稿の制度あるいは、4.6で述べる特別投稿制度によって受け付ける。英語原稿の場合は、ネイティブスピーカー等によるチェックを受けて、英文表現に誤りがない状態であることを、原稿受付の前提とする。

### [翻訳した論文・ノート]

2.3 本会会誌に日本語論文・ノートとして掲載されたものを英訳して、（英語翻訳）論文・ノートとして投稿することもできる。逆に、英語論文・ノートとして掲載されたものを和訳した内容を、（日本語翻訳）論文・ノートとして投稿することができる。ただし、これらの場合、原稿中に翻訳される元になる記事が掲載済みである旨を記載するとともに、参考文献・**References**として表示しなければならない（別紙の割付見本を参照のこと）。また、その既掲載記事の写しを同時に提出しなければならない。

### [著作権]

2.4 会誌に掲載された記事に対し、著者又は本会が行使できる著作権の範囲、ならびにその他著作権に関わる事項は、別に定める本会「著作権規程」による。

### [記事内容の責任]

2.5 会誌に掲載された記事の内容に関する責任は、すべて著者が負うものとする。

### [原稿受付日]

2.6 原稿受付日は、原稿が本会に到着した日とする。ただし、著者照会などを行って著者の元に返却された原稿が、本会発送日より2ヵ月以上経過しても返送されない場合には、最初の受付日を無効とする。

### [プライオリティ]

2.7 記事のプライオリティの発効日は、原稿受付日とし、これを会誌に明記する。

### [原稿採否]

2.8 原稿の採否は、本会の校閲基準に基づいて出版担当理事が決定する。

## 3. 記事の種別と内容

### [記事の種別と内容]

3.1 会誌（電子ジャーナルJ-STAGE）に投稿できる記事の種別は、設計工学に関連する論文、ノートである。印刷製本される学会誌に一般記事（論壇、随筆・随想、展望、解説、資料、講座、座談会、会員の声）を投稿する場合には、企画委員会の規定による。

### [論文]

3.2 論文は、設計工学に関連した独創的な研究成果、技術的成果、開発的成果、または教育的成果などであり、次の各号に定める条件を満たすものとする。

- (1) 設計工学の発展に寄与するものであること。
- (2) 内容が新しい主張を含んでいること。
- (3) 内容に明白な誤りがないこと。
- (4) 内容およびその記述がまとまったものであること。

[ノート]

- 3.3 ノートは、論文に準ずるもので、独創的で速報性を有し、断片的に見出された新しい概念や事実の報告など、将来設計工学の発展に寄与するものとする。

#### 4. 原稿の執筆および提出

[原稿の書き方]

- 4.1 原稿の書き方は、「執筆要項」による。

[原稿の長さ]

- 4.2 記事の種別による一編の刷上りページ数は、「執筆要項」に定める標準ページ数とし、これを超過する場合であっても上限ページ数を超えてはならない。ただし、出版担当理事が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

[原稿の訂正]

- 4.3 投稿後の原稿の訂正は認めない。ただし、出版担当理事から著者に修正を求めることがある。

[著者校正]

- 4.4 著者校正は1回とし、誤植の修正あるいは原稿の誤記のみとする。

[投稿時の提出物]

- 4.5 投稿に際して必要な提出物は、「執筆要項」に定める。

[特別投稿制度（この適用をうけないものを一般投稿制度と呼ぶ）]

- 4.6 原稿の受付月末から起算して、2ヶ月以内に掲載の可否判定を著者が知ることができる制度であり（なお、この時間的制約を受けないものを一般投稿制度と呼んでいる）、これを利用する場合は、原稿種別にかかわらず、投稿の14日前までに下記書類を本会に送付することを原則とする。この原則が守られない場合は、上述の「2ヶ月以内」を「3ヶ月以内」に変更して扱う。著者には、この期限内に1回目の掲載の可否（可否の可能性も含む）に関わる回答（照会を含む場合があり、校閲作業が継続されることもある）を連絡するものである。

##### (1) 送付書類

- ・ 原稿表紙
- ・ 原稿内容説明（論文の場合には、英文和訳概要をこれに当てることができる。ノートの場合には300字程度の和文概要を作成する。ただし、英文・和文ともに概要はA4用紙に適宜記述する。これらは、J-STAGEで概要として公開される）

##### (2) 送付方法

必要書類のテンプレートを本会ホームページ「論文・ノート投稿について」よりダウンロードし、必要事項を記入のうえE-mailに添付して下記Address宛に送信する。ただし、添付ファイルのエンコード形式は、Windows用(Base64)に限るものとする(Mac形式は不可)。

##### (3) ホームページおよび送信先アドレス

- ・ ホームページ : <http://www.jsde.or.jp>
- ・ 送信先アドレス : [toukou@jsde.or.jp](mailto:toukou@jsde.or.jp)

[早期公開サービス]

- 4.7 早期公開サービスを利用することにより、会誌発行年月日より早い時期にJ-STAGE上で記事を公開することができる（無料）。詳細は、正原稿提出依頼時にメールにて連絡する。

[掲載料]

- 4.8 掲載料は別に定める。

#### 5. 附則

[規程の改廃]

- 5.1 この規程の改廃は理事会の議を経て行なうことができる。

[施行期日]

- 5.2 この投稿規程は、原稿受付日が2015年9月1日以降の投稿から適用する。

# 公益社団法人 日本設計工学会 著作権規程

## 1. 規程の適用範囲

この規程は、公益社団法人日本設計工学会（以下「本会」という）が編集発行する出版物（印刷物、CD・DVDなどの電子媒体、Web等の通信媒体など種々あるが、媒体を不問とする。以下、「出版物等」という）に掲載される論文や解説記事等、本会の研究分科会資料や部会・委員会などがまとめた報告書等、および本会（支部を含む）が主催する研究発表講演会、シンポジウム、国際会議等の集会の講演論文集やProceedings等（以下、「論文等」という）の著作権に関わる事項を定めるものである。ただし、外部機関の委託により設置された委員会等においてまとめられた報告書等は、適用範囲から除外する。

## 2. 著作権の帰属

- 2.1 本会の出版物に掲載される論文等に関する国内外の一切の著作権のうち、公衆送信権・翻訳権、翻案権等・二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（ならびに外国におけるこれらの各権利に相当する権利を含む。以下同じ。）は、別の定めがある場合を除き、原則として本会に帰属する。ただし、上述の複製、翻訳および翻案については、5.2の扱いとする。
- 2.2 上記著作権が本会に帰属された後は、著作者は当該著作権を本会以外の者（以下「第三者」という）に二重譲渡することはできない。

## 3. 著作権の譲渡

- 3.1 著作者が論文等を投稿する際は、特に定める手続きを経ることなく、当該論文等の著作権は自動的に本会に譲渡されたものとする。譲渡に不同意の場合については、別途申し出るものとする。
- 3.2 本会は、第1項により譲渡された論文等を、本会が発行する出版物、本会が作成するWebサイトまたはCDやDVD等への掲載などを行う。しかし、著作者は、本会および本会が利用許諾する者に対して、当該論文等の著作者人格権を行使しないものとする。
- 3.3 特別な事情により第1項の適用が困難な場合、著作者は、その旨を本会に申し出るものとし、この場合の著作権の扱いについては著作者と本会が協議するものとする。
- 3.4 本会に譲渡された論文等が、本会の出版物等に掲載されないことになった場合、本規程は適用されず、当該論文等の著作権は著作者に留保されるものとする。

## 4. 第三者への利用許諾

第三者から本会が著作権を有する論文等（部分的な内容か全文の内容かは不問）について、利用許諾の申し出があった場合、本会において別途定める手続きに従って審議を行い、当該第三者に対して許諾することができる。

## 5. 著作者による利用

- 5.1 著作者が、自ら著作した論文等を利用する場合（著作者個人または著作者が所属する組織のWebサイトに公表する場合を含む）、営利目的とする場合を除き、当該論文等を本会の同意を得ることなく利用できるものとする。
- 5.2 著作者が、自ら著作した論文等の全文、または一部を複製、翻案、翻訳する場合は、本会は異議申し立てをしたり、妨げたりしない。また、翻訳した内容を投稿することができる。
- 5.3 前項1及び2の場合、当該論文等を利用した複製物、著作物やWebサイト等の中で、出典を明記することとするが、論文等のヘッダーあるいはフッターの情報として、これに該当する内容が明記されている場合は、省略することができる。出典の明示方法については、別に定める執筆要項による。
- 5.4 前項1及び2において、特に著作者個人または著作者が所属する組織（図書館なども含む）のWebサイトに著作物等を電子媒体として公表する場合、本会が関係するWebサイト（営利目的ではない科学技術情報提供サービスを行うWebサイトなども含む）を通じて、会員外の不特定多数に公開した時点から公表を可能とする。
- 5.5 前項4において、利用しようとする著作物等が、本会が関係するWebサイト（営利目的ではない科学技術情報提供サービスを行うWebサイトなども含む）に公開されておらず、原則として会員に配付される会誌、各種印刷物、CD、DVDなどの媒体で提供される場合、その媒体が発行された時点から次の時間経過後に、著作者個人または著作者が所属する大学図書館リポジトリのWebサイトに電子媒体として公表できるものとする。
  - ①本会が発行する会誌に掲載された論文や解説記事等の場合、12ヶ月経過後
  - ②本会の研究分科会資料や部会・委員会などがまとめた報告書等の場合、6ヶ月経過後
  - ③本会（支部を含む）が主催する研究発表講演会、シンポジウム、国際会議等の集会の講演論文集やProceedings等の場合、6ヶ月経過後
- 5.6 前項1から5の場合を除き、著作者が論文等を利用しようとする場合は、著作者は本会に事前に申し出を行った上で、本会の指示に従うものとする。

## 6. 第三者の権利保護

本会の発行する論文等の著者は、第三者の著作権、プライバシー権、肖像権、名誉権、パブリシティ権その他のいかなる権利をも侵害していないものとする。

7. 著作権侵害等に関する紛争処理（著作者の責任）

- 7.1 本会が著作権を有する論文等に対して、第三者による著作権侵害、名誉棄損、またはその他の紛争が生じた場合は、著作者自身が問題解決に当り、また紛争に伴って本会が被る損害に対しては当該著作者が補填するものとする。
- 7.2 本会に投稿された論文等が、第三者の権利等の侵害に起因する問題を生じさせた場合、当該論文等の著作者がすべての責任を負うものとする。
- 7.3 その他の著作権に関する紛争が生じた場合、本会はその責を負わないものとする。
- 7.4 本会著作物の内容に関する責任は、すべて著作者自身が負うものとする。

8. 著作権の適用範囲

本規程は、その施行以前に発行された本会の出版物等に掲載された論文等についても適用する。

9. 規程の改廃

本規程を改廃するときは、出版部会の議を経たのち、理事会の承認を得なければならない。

10. その他

本規程に定めのない事項に関しては、本会および著作者等が別途協議のうえ、解決するものとする。

11. 発効期日

この規程は、2011年11月14日から施行する。なお、この施行日以前に発行されている著作物についても、原則として本規程を遡及して運用するものとする。

以上

# 公益社団法人 日本設計工学会 学会誌執筆要項

## 1. 適用範囲

本執筆要項は、公益社団法人日本設計工学会（以下、「本会」という）が発行する会誌（電子ジャーナルJ-STAGE）へ投稿する際の日本原稿を作成する場合に適用する。なお、本会より執筆を依頼した原稿については別に定める。

## 2. 記事の種類と標準ページ数

記事の分類・種別は論文・ノートとし、標準ページ数、上限ページ数は表1に示す通りである。

## 3. 用紙

### 3.1 原稿用紙

A4白紙（縦置き）を使用し、別紙に示す様式見本により図表などを挿入し、割付け（レイアウト）を行って作成する。ただし、図表（文字も含む）は鮮明（例えば画像データであれば、600DPI以上を推奨）なものではない。

#### (1) 著者自身が版下を作成する場合

提出はpdf形式とするが、それを作成したファイル（WordやTex）も提出することとする。

ただし、版下としての使用の可否は本会で判断する。

#### (2) 本会に版下作成を依頼する場合

上記(1)の方法に準じるが、本文はテキスト、図は一般的な画像ファイル（bmp, jpg, tif等）でもよい。

### 3.2 割付けの方法

原稿の題名、著者名、英文概要、本文、図表等の割付けは、別紙「日本語投稿原稿割付見本」による。

## 4. 原稿の構成

原稿の構成と記述の方法は以下による。

### 4.1 表紙

(1) 投稿原稿表紙は、<http://www.jsde.or.jp/shuppan-j/form/ach002.doc>より、ダウンロードする。

(2) 原稿の原著確認と著作権の帰属・行使に関する署名、捺印をする。

(3) 掲載料の支払いに関する部分に署名、捺印をする。

(4) 会員資格の欄には、正会員、学生会員、賛助会員、名誉員、非会員などと記述する。

### 4.2 題名

題名は、執筆内容を簡潔・明確に表すものとし、必要に応じて副題を付してもよい。ただし、商品名など自己宣伝となるような題名や、非常に一般的で書物の題名となるようなものは避ける。なお、英文題名は必ず併記する。

1編におさまらない場合、分割してもよいが、それぞれが独立した一つの記事として完結したものでなければならない。その場合には個々の記事の内容を適切に表す副題を必ず付ける。副題は、和文、英文とも（ ）で囲む。続報として番号を付す場合は、（第1報、・・・）および（1st Report,・・・）のようにすること。

### 4.3 英文概要とその和訳

論文の場合に限り、本文1ページ目に英文概要を記述し（別紙の日本語投稿原稿割付見本を参照）、その和訳（校閲時の参考資料として利用）を添付する。英文概要は200語程度とし、途中改行しない。インデントも付けない。また、本文中の図表や文献を引用しない。なお、式が必要な場合は、式番のみを引用するのではなく、式そのものを記述する。

### 4.4 キーワード

(1) 論文には、5～10語の英語によるキーワードを英文概要の直後に記載する。

(2) キーワードは原則として論文題目と英文概要から選択する。

(3) キーワードは、具体的かつできるだけ狭義の意味をもつ名詞形の語句を選ぶ。

(4) キーワードの先頭文字には小文字を使用する。

### 4.5 本文

(1) 本文（図、表および写真の説明を含む）は、読者にその内容が分かりやすく、正しく理解できるような表現を使用する。

(2) 本文は、日本語で記述し、簡潔な口語体とし、常用漢字および現代かなづかいを用いる。

(3) 本文は、適宜区分して見出しを付け、読みやすくする。本文の章に該当する見出しは3行分をとって左寄せで記載する。節に該当する小見出しは、一行空けて左寄せし、次行に1字あけてから本文を記述する。項に該当する見出しは行の左端より記載し、次の行から1字あけてから本文を書く。

(4) 長い文章は避け、段落を適当に設けて、読みやすくする。新しい行の初めは1字あける。

### 4.6 その他

(1) 本会の会誌に英語記事が掲載済みの内容を、和訳して投稿する場合、その掲載済みの記事を参考文献の先頭番号文献として必ず表示すること。また、参考資料としても提出のこと。さらに、本文1ページ目下脚

注に、別紙の割付見本に応じた表示を行うこと。

- (2) 本会が主催・共催した研究発表講演会において発表した講演論文を基礎にした原稿を、論文として投稿する場合、その内容を参考文献の先頭番号文献として必ず表示すること。また、参考資料としても提出のこと。さらに、本文1ページ目下脚注に、別紙の割付見本に応じた表示を行うこと。

## 5. 文字および用語

### 5.1 文字および句読点

- (1) 文字は黒色により表記する。  
 (2) 文章の区切りには、読点 (,) や句点 (.) を用い、それぞれ1字分とする。また、同格の単語を並べる場合は、中点 (・) を使用する。

### 5.2 文字の大きさ

文字の大きさは、本文、図表名および図表内の文字・数字・記号とも10ポイントとする。なお、図中の文字・数字・記号に限り、幾分小さくなくてもやむを得ないが、最小でも8ポイント以上とする。

### 5.3 見誤りやすい文字や記号

本会に版下の作成を依頼する場合、印刷や校正時のミスを防止し便宜を図るために、文中および図表の余白部に以下のように指示する。

- (1) ギリシャ文字を使用する場合はその箇所を  $\textcircled{\text{キ}}$  を、立体活字の場合は  $\textcircled{\text{立}}$  を、イタリック活字の場合は  $\textcircled{\text{イ}}$  と指示する。なお、ゴシック活字は量記号の場合のみとし、 $\textcircled{\text{ゴ}}$  と指定する。  
 (2) まぎらわしい文字や記号は、カタカナ書きの発音を指示する。

[例]

オー O	イチ l	ピー p	ダブルユ w	エー a	アール r
ゼロ 0	エル l	ロー ρ	オメガ ω	アルファ α	ガンマ γ

- (3) 大文字と小文字の区別は、 $\textcircled{\text{大}}$  ,  $\textcircled{\text{小}}$  と指示する。  
 (4) 上付きと下付きの区別は、 $a^n$  ,  $a_n$  のように指示する。

### 5.4 用語

- (1) 用語は、原則として文部省編「学術用語集」または「JIS用語集」に従う。また、特殊用語は、注(\*<sup>1</sup>・\*<sup>2</sup>…、上付き)を該当箇所につけ、その原稿用紙の下の行に脚注を付けるか、対応する外国語を該当箇所のあとに括弧付で示す。  
 (2) 年号は、本年、昨年などすると誤解を招きやすいので、2001年のように西暦で具体的に記載する。  
 (3) 外国の地名、人名、書名などは原綴りで書く。ただし、一般化されているものはカタカナでよい。  
 例：アメリカ、ポアソン比  
 (4) 略語を使用する場合は、普通名詞、固有名詞にかかわらず、原語で記載する。また、一般に周知されていない略語を使用する場合には、最初に使用した箇所では正確な原語を付記する。

## 6. 数字および数式

### 6.1 数字

- (1) 数量や序数を表す数字はアラビア数字を使用し、漢字と結合して名称や概数を表す場合は漢数字を使用する。

例：10 m, 図1, 表12, 第4章  
 三角形, 数百例, 一条ねじ  
 一つの, 二, 三の例, 一例をあげると

- (2) 小数点および桁区切り

小数点は、0.123や456789などのように書き、.123や456,789のように書かない。

### 6.2 数式

- (1) 数式を文中に書く場合には、下記の形式Aに示すように、1行におさまる表記法を用いる。行を改めて数式だけを書く場合には、できるだけ形式Bを使用する。また、必要に応じて式番号を括弧内(右寄せ)に付ける。

形式A	形式B
$(a+b)/(c+d)$	$\frac{a+b}{c+d}$

(2) 文中に式番号を記載するときは、式(1)、式(2)・・・のように書く。

## 7. 単位・量・数学・化学記号

### 7.1 単位・量記号

単位および量記号は、原則としてS Iによる。一般に、単位は立体、記号はイタリック体で表現する。

### 7.2 数学記号

数学記号は、「JIS Z 8201」（数学記号）による。

### 7.3 化学記号

化学記号は万国化学記号による。

## 8. 図（写真を含む）および表

### 8.1 図表の選択

図（写真を含む）および表は、類似のものが重複しないように十分検討し、本文を理解するために必要な代表的なものに限定するとともに、その内容を本文中で詳細に言及し、読者が十分に理解できるようにしなければならない。

### 8.2 図番および図名と表番および表名

(1) 図番または表番は英語あるいは日本語で記述するが、一つの原稿中ではどちらかに統一する。また、英語で記述する場合の図番および表番はそれぞれFig. 1, ..., および, Table 1, ...のように通し番号とし、本文中で引用するときは図1, ..., 表1, ...とする。日本語で記述する場合の図番・表番は、それぞれ図1, 表1のようにする。図名・表名の原語は、図番・表番の原語に合わせる。

(2) 図・表の内容は、上記のように著者が選択した原語ですべて表現する（英語を推奨する）。

(3) 図番および図名は図の下部に、表番および表名は表の上部に書く。

### 8.3 図の描き方

(1) 図の描き方は、原則として「JIS B 0001」および「JIS Z 8310」による。

(2) 不鮮明な図に対しては、本会から再提出を指示することがある。また、本会の判断で図のトレースを印刷所に依頼することがある。この場合、掲載料とは別に実費を徴収する。

(3) 写真は図に準じ、明瞭なものでなければならない。写真の図番は、他の図と一連番号とする。例えば画像データであれば、600DPI以上の高精細なものを準備する。

### 8.4 表の書き方

(1) 版下作成方法の如何にかかわらず、表（表の内容として図がある場合も含む）は、上記「図の描き方」に準じる。

(2) 不鮮明な表に対しては、本会から再提出を指示することがある。また、本会の判断で、表のトレースを印刷所に依頼することがある。この場合、掲載料とは別に実費を徴収する。

## 9. 引用・参考文献と著作権

### 9.1 文献の選択

引用・参考文献は、特に必要とするものにとどめ、一般に公表されていない文献および永続性のない情報源、例えば配布を限定された委員会報告や社内報告およびWebのホームページなどは、やむを得ない場合を除き引用文献としない。

### 9.2 著作者の許諾を得ずに引用できる範囲

執筆しようとする記事のなかで、他の著作物（文献）を引用する際は、以下の二つの条件を同時に満足する場合を除き、原則として事前に当該文献の著作者の許諾を得なければならない。

(1) 自分の著述が〈主〉で、引用部分が〈従〉である場合。本会記事の場合、論文、ノートがこれに相当する。

(2) 引用の目的が公正な範囲を逸脱していない場合。すなわち、自分の意見を補強したり、他人の意見を批評したりする等の目的で引用する場合。

### 9.3 文献を引用する際の履行義務

他の著作物を引用するにあたっては、許諾の必要性の有無に拘らず、以下の事項を厳守しなければならない。

(1) 出所（書誌事項）を明示すること。この際、連名の著作者を一人で代表させたり、題目を省略したりすることは、著作者人格権の立場から好ましくない。

(2) 引用箇所を明確にすること。ただし、要約、翻訳による引用は認められる。

(3) 図表の転載は原則として原図のまま使用し、図表名の直後に〔文献\*〕より転載〕等と記述すること（\*は文献番号）。ただし、図表の場合、翻訳による引用は認められる。

### 9.4 本文中の記載方法

引用・参考文献は、通し番号を付け、本文の該当箇所に上付き添字<sup>1)</sup>または<sup>2), 3)</sup>あるいは<sup>4) ~8)</sup>のように示し、本文の末尾に「参考文献」あるいは「文献」としてまとめて記載する。

### 9.5 引用・文献の記載方法

#### (1) 雑誌の場合

著者名：題目、雑誌名、巻、号（西暦発行年）、ページの順に記載し、著者名は連名者も含めて全員の姓と名を次の例にしたがい記載する。



- 1) 設計太郎, 製図花子:CAD設計論, 設計工学, 23, 12(1994), 11.
  - 2) Boyd, J., Jones, P. and Raimondi, A. A.: Bearing Theory in Analysis and Design of Journal Bearings, J. Appl. Mech., 73, 2(1951), 298.
- (2) 書籍の場合  
著者名, 著者名:書籍名, 発行所, (西暦発行年), ページの順に次のように記載する.
- 1) 製図花子:機械設計製図の実際と理論, 川三書房, (1978), 132.
  - 2) Douglas, R.:Introduction to Mechanics, Wandsworth Pub. Co., (1963), 53.
- (3) 和訳書籍の場合  
著者名, (訳者名): 書籍名, 発行所, (西暦発行年), ページの順に次のように記載する.
- 1) Seizu, H. R., (設計太郎訳):機械製図入門, 川三書房, (2000), 33.
- (4) オンラインジャーナルの場合
- 1) Sekkei, H.: Design Engineering for ABC, Design Engineering, JSDE, 50, 1, (2014), 520. (online), available from <[https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsde/49/1/49\\_30/\\*\\*\\*\\*.pdf](https://www.jstage.jst.go.jp/article/jjsde/49/1/49_30/****.pdf)>, (accessed 2014-01-21).

## 10. 原稿の提出から発行まで

### 10.1 原稿の提出

必要な内容を一つのPDFファイルにまとめたものを, 電子メールに添付して送付する. 電子投稿を推奨しているが, 紙媒体で郵送により投稿する場合, この要項に従って作成した原稿(表2)を提出する.

### 10.2 原稿受付日

原稿が本会に到着した日を原稿受付日とし, 著者(代表者)に受理メールを送る. 投稿規程および本執筆要項を満足しない原稿は事務的に返却し, 満足する原稿が到着した日を改めて原稿受付日とする.

### 10.3 校閲, 照会

投稿された原稿は, 本会の校閲基準に基づいて校閲する. その結果, 本会が必要と認めた場合には, 内容, 記述などについて著者照会することがある. 著者照会后, 本会発送日より2ヶ月を経過しても著者から回答がない場合は, 前述の原稿受付日は無効とする.

### 10.4 正原稿の提出

校閲が終了した時点で本会より指示があるので, 正原稿を提出する. その際, 本会から連絡する原稿受付日を本文中所定の位置に記載すること.

### 10.5 著者校正および各種料金の払込み

著者校正は, 原則として初校のみとする. 原稿掲載後, 掲載料, 別刷料(別刷が必要な場合, 著者校正刷り返送時に申し込む)の請求書が送付される. 学会からの指示にしたがって, 1ヶ月以内に払込みを行うこと.

### 10.6 原稿送付先

所定の原稿一式(原稿表紙, 原稿, その他指定されている資料などを指定された順番で)を一つのPDFファイルにまとめて, 電子メールに添付して投稿すること. 投稿先は, 次の通りである.

**toukou@jsde.or.jp**

PDFファイルの作成・送信に関する注意事項は, 本会ホームページの「論文投稿」のページに案内がある. なお, 電子メールによる提出を推奨しているが, 紙ベースでの原稿郵送の場合は, 出版部会長に送付すること. 出版部会長の宛先は, 本会ホームページの「論文投稿」のページに記載されている.

## 11. 適用期日

この執筆要項は原稿受付日が2015年9月1日以降の投稿から適用する.

表1 学会誌記事の種別と標準（上限）ページ数

分類	種別	内容	標準 (上限) ページ数
論文 ・ ノート	論文 Paper	設計工学に関連した研究成果、技術的成果、開発的成果、教育的成果など。なお、従来から研究発表講演会論文をベースとして日本語論文が投稿できるように、本会が主催・共催する国際会議のProceedingsに掲載された講演論文（英語）を、日本語で表現したもの。	6～10 (16)
	翻訳論文 Translated Paper	本学会誌に掲載済みの英語論文を、日本語に翻訳したもの	
	ノート Note	論文に準ずるもので、独創的で速報性を有し、断片的に見出された新しい概念や事実の報告など、将来設計工学の発展に寄与するもの	
	翻訳ノート Translated Note	本学会誌に掲載済みの英語ノートを、日本語に翻訳したもの	

表2 紙媒体による投稿時における提出物

(原稿表紙、英文概要和訳、校閲参考資料、原稿本文、参考資料の順に準備すること。電子投稿におけるPDFファイルを作成する場合も同様である)

項目	備考	
原稿表紙 原稿	原稿表紙は本会所定の用紙	
英文概要	論文の場合は、原稿用紙の所定欄に記述	
英文概要和訳	任意のA4用紙	
校閲参考資料	本会所定の用紙	
参考資料*	例えば、次のようなもの。 ①続報として投稿する場合で前報が掲載可となっているが、それが掲載前の場合はその最終的な正原稿のコピー ②原稿内容の元になっている日本語講演発表論文やProceedingなどがある場合、そのコピー ③その他必要に応じて	
希望する場合、著者への連絡用の葉書セット (学会書式あり) (郵送による場合)	①投稿受付の連絡 ②著者照会後の修正原稿受領連絡 ③正原稿受領の連絡 ④掲載巻号決定の連絡	①は投稿時に同封。 ②、③・④は、学会へ該当の原稿等を送付する際に同封。それぞれ必要時に1枚同封。 ④については、著者より問い合わせることで省略できる。

\*引用文献の中に一般に入手困難な刊行物（社内報、委員会報告など）が含まれる場合や、投稿論文の内容と既発表論文との間に部分的な重複があつて、投稿規程2.2に定めた原著確認について、著者自身が判断しかねる場合に添付する。

学会が定めている書式は、本会ホームページの「論文投稿」の「2.論文投稿関連文書ダウンロード」からダウンロードできる。

PDFファイルで送付する場合は、論文、ノートで要求される内容を、一つのPDFファイルにまとめて、それを電子メールに添付して送付すればよい。ただし、PDF化したファイルの容量が、3MBを超過するような場合や、3MB以下にすることによって、例えば写真等の品質が落ちてしまい、校閲結果に影響が出ることが懸念されるような場合などは、事前に、メールアドレス [toukou@jsde.or.jp](mailto:toukou@jsde.or.jp) に相談のこと。詳細や最新の状況は、本会ホームページの「論文投稿」のページで参照できる。

## 補則（特に、外来語の音引きについて）

### 1. はじめに

執筆要項の「5.4 用語」に記載があるように、用語は、原則として文部省編「学術用語集」または「JIS用語集」に従うが、両者の間に若干差異が認められる場合がある。ここでは、設計工学、機械工学等において多用されられると思われる用語（特に外来語の音引き）の表現についてその原則をここで紹介し、本会における表現はこれによることを推奨する。

### 2. 表現の原則

- (1) 英語の綴りの終わりの“er”, “or”, “ar”などをカナ書きする場合には、次の方針によって語尾の長音符号「ー」を略する。
  - (a) その言葉が3音節以上の場合には、音引きしない（長音符号を付けない）。  
例：ボイラ (boiler)
  - (b) その言葉が2音節以下の場合には、音引きする（長音符号を付ける）。  
例：カー (car) ,  
カバー (cover)
  - (c) ①長音符号で表す音, ②はねる音および③つまる音は、それぞれ1音節と認め、④よう音は1音節と認めない。  
例：①モータ (motor) ,  
②ダンパ (damper) ,  
③ニッパ (nipper) ,  
④シャワー (shower)
  - (d) 組み合わせた言葉は、それぞれの言葉について上記の(a)または(b)を適用する。  
例：モーターカー (motorcar)
- (2) 英語の綴りの終わりが“gy”, “py”である場合は、長音引きする（長音符号を付ける）。  
例：エネルギー (energy) ,  
エントロピー (entropy) ,  
スラリー (slurry) ,  
トレイ (tray)
- (3) 外国の地名・人名にはこれらの方針は適用しない。
- (4) ただし、次の4語については、上述の方針の例外とした。  
アンカー (anchor) ,  
タンカー (tanker) ,  
ロータリ (rotary) ,  
トロリ (trolley)
- (5) “tree”は「ツリー」とする。
- (6) 特例として、例えば“cutter”は、「カッタ」とすると刃物工具を意味するが、「カッター」とすると小型の舟（ボート）や婦人靴を意味するというように、音引きするかしないかで明確な区別があることに注意する必要がある。

## 投稿論文等の評価項目・評価内容

全種別に共通する評価項目 (ただし、翻訳論文・翻訳ノートには適用しない)		① 分野の妥当性, ②記述の妥当性, ③信頼性
種の別評	論文(研究)	④独創性または新規性, ⑤工学的または工業的有用性, ⑧完結性 I
	論文(教育)	④独創性または新規性, ⑥教育的寄与, ⑨完結性 II
ご価値	翻訳論文・翻訳ノート	⑩翻訳の正しさ
と項目	ノート(研究等)	④独創性または新規性, ⑤工学的または工業的有用性, ⑦将来的発展性
	ノート(教育)	④独創性または新規性, ⑥教育的寄与, ⑦将来的発展性

評価項目		評価内容
①	分野の妥当性	論文等の内容は日本設計工学会で扱うものとして適当か。
②	記述の妥当性	論文等の位置づけは明確か。表現は正確か。理解困難な表現はないか。文献引用は適切か。
③	信頼性	内容に矛盾や誤りはないか。論理の展開に無理はないか。
④	独創性 または 新規性	従来にない新しい考え方、理論、実験事実、技術、方式、製品の開発または教育論、教育手法、教育事例等が示されているか。あるいは従来のもに、意義のある成果を付与しているか。本人あるいは他人らによって、すでに日本語や英語によって記述された論文として公表されていない内容であること(ただし、本会誌に掲載済みあるいは掲載が決定している英語記事の内容を和訳した場合は除く)。
⑤	工学的有用性 または 工業的有用性	論文等の成果が工学あるいは工業分野で理論・技術の発展、知見の拡大、製品の性能向上に寄与しているか。
⑥	教育的寄与	論文等の成果が工学教育面・工業教育面において有用であるか。教育効果の向上を期待できるか。
⑦	将来的発展性	得られた理論、技術、知見、手法等が工学・工業・教育分野において将来的発展・拡大に寄与する可能性があるか。
⑧	完結性 I	論文の内容に、理論、知見、技術等のまとまった成果が得られており、独立したものとして評価できる段階に到達しているか。
⑨	完結性 II	教育的効果に対する十分な考察がなされているか。
⑩	翻訳の正しさ	英語から日本語への翻訳が正しく行われているか(あるいは日本語で表現することで、さらに理解しやすくなっているか)。

# 原稿表紙等の入手方法，投稿料・掲載料・別刷料とその支払方法に関する規程

## 1. 原稿表紙等の入手方法

本会ホームページの「論文投稿」の「2. 論文投稿関連文書ダウンロード」からダウンロード願います。

## 2. 投稿料

投稿料として投稿時に下記宛てに10,000円をお支払い頂きます。投稿書類一式の中に、お支払いが確認できる書類（コピー可，振込明細書・振替払込受領書など）をスキャンしてメール，もしくは，同封して郵送下さい。ただし，筆頭著者が本会会員の場合は，免除となります。

投稿料の支払先（銀行振込、郵便振替、現金書留等）

(公社)日本設計工学会 TEL:03-5348-6301 FAX:03-5348-6280

〒169-0073 東京都新宿区百人町2-22-17

郵便振替の場合：00190-1-27479

銀行振込の場合：みずほ銀行 世田谷支店 普通預金 530289

## 3. 掲載料

掲載料は，該当する記事が印刷・発行された後に請求いたします。金額は記事の種別・ページ数および版下作成方式に応じて付表2の通りです。別刷を希望される場合は，原稿の著者校正時にお送りする別刷料金表と申込書によって申し込んでください。

## 4. 別刷り料

希望部数についての料金を付表3に示します。

## 5. 各種料金の支払について

原稿が掲載可になった場合，掲載料，別刷料（別刷が必要な場合）の支払いは，所属団体名宛に，「掲載料」として後日ご請求いたしますので，郵便振替，銀行振込または現金書留によって送金してください。また，請求から1ヶ月以内にお支払いください。

なお，原稿が掲載否（返却）になった場合は，掲載料を徴収いたしません。

## 6. 施行期日

本規程は，原稿受付日が2015年9月1日以降の投稿から適用する。

また，下記付表1，3の料金表は，2016年1月掲載号から適用する。

また，下記付表2の料金表は，2016年4月投稿原稿から適用する。

付表1 特別投稿料金

一般投稿	無料
特別投稿	10,000円

付表2 掲載料金

(上段は印刷所版下作成方式, 下段は著者版下作成方式の場合です.)

記事種別	標準頁数(上限)	6頁まで	2頁増すごと
論文・ノート	6~10(16)	60,000円	20,000円
		45,000円	15,000円

付表3 別刷り料金

	8頁まで	~10頁	10頁を 超過する 2頁増すごと
50部購入	30,000円	35,000円	7,000円増
100部購入	45,000円	55,000円	11,000円増
150部購入	60,000円	75,000円	15,000円増
200部購入	75,000円	95,000円	19,000円増
250部購入	90,000円	115,000円	23,000円増

注: 上記の金額には発送費が含まれます。また, 300部以上購入される場合は別途ご相談ください。